

令和6年6月18日

建設常任委員会資料

まちづくり部 幹部職員紹介

| | | | |
|------------------------------------|---|----|----|
| まちづくり部長 | 松 | 浦 | 純 |
| まちづくり部次長 | 松 | 田 | 竜一 |
| まちづくり部次長 | 近 | 都 | 学 |
| まちづくり部総務課長 | 村 | 尾 | 和美 |
| まちづくり部都市政策課長 | 松 | 井 | 雅伸 |
| まちづくり部都市計画課長 | 波 | 戸岡 | 誠 |
| まちづくり部公園緑地課長 (淡路島くにおみ協会事務局調整部長) | 首 | 藤 | 健一 |
| まちづくり部住宅政策課長 | 林 | | 倫子 |
| まちづくり部公営住宅整備課長 | 澤 | 田 | 純一 |
| まちづくり部公営住宅管理課長 | 元 | 佐 | 龍 |
| まちづくり部建築指導課長 | 吉 | 田 | 良 |
| まちづくり部建築指導課土地調査官 | 黒 | 田 | 隆二 |
| まちづくり部営繕課長 | 宮 | 下 | 誠 |
| まちづくり部設備課長 | 小 | 池 | 敏之 |

令和6年6月18日
建設常任委員会資料

令和6年度 事務概要

まちづくり部

目 次

| | |
|--------------------------------|----|
| 第 1 組 織 | 3 |
| 1 まちづくり部の組織概要 | 4 |
| (1) 本庁 | 5 |
| (2) 地方機関、県民局・県民センター | 6 |
| (3) 兵庫県機構一覧表 | 12 |
| (4) 県民局・県民センター機構図 | 13 |
| (5) 地方機関、県民局・県民センター一覧表 | 14 |
| 2 職員数 | 15 |
| 第 2 予 算 | 16 |
| 1 令和 6 年度県全体予算 | 17 |
| 2 令和 6 年度まちづくり部予算 | 17 |
| 3 県予算とまちづくり部関係予算の推移 | 18 |
| 4 まちづくり部課別予算額 | 19 |
| 5 令和 6 年度当初予算投資的経費の事業別一覧 | 20 |
| 第 3 重要施策 | 21 |

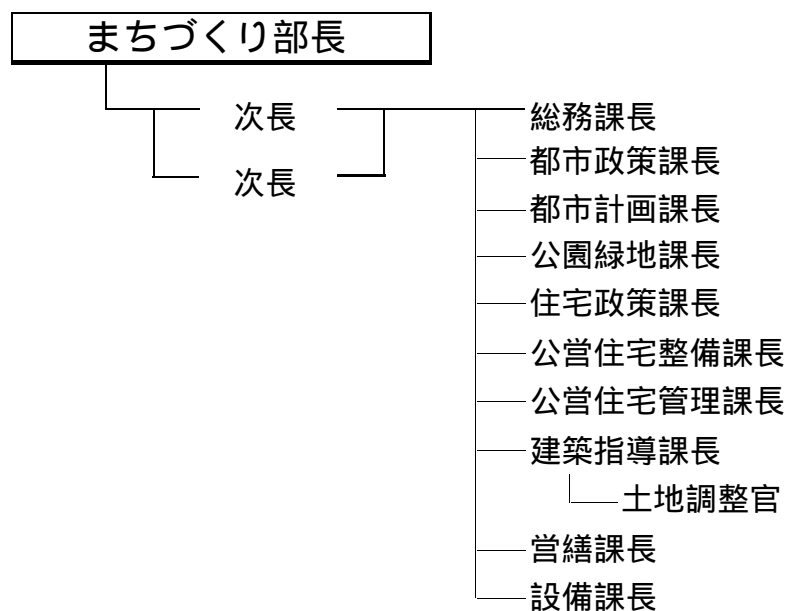
第 1 組 織

第1 組 織

(令和6年4月1日現在)

1 まちづくり部の組織概要

本庁(10課)



地方機関(1)

県立淡路景観園芸学校

公社等(3)

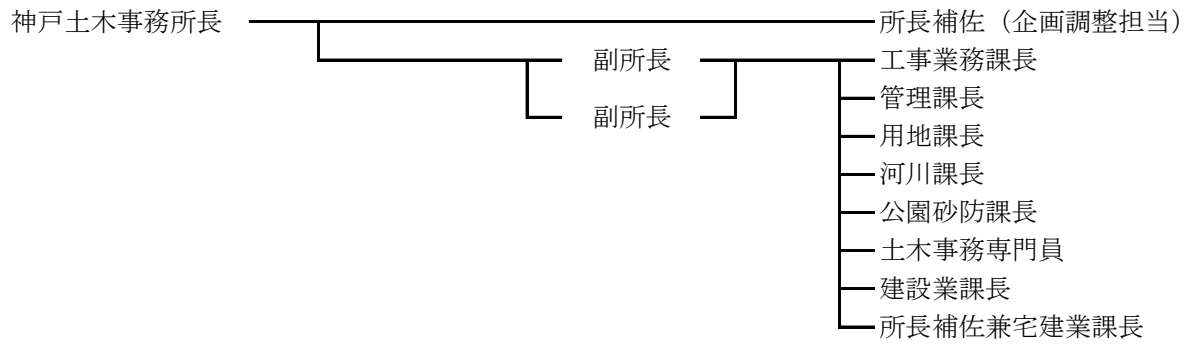
公益財団法人兵庫県園芸・公園協会

兵庫県住宅供給公社

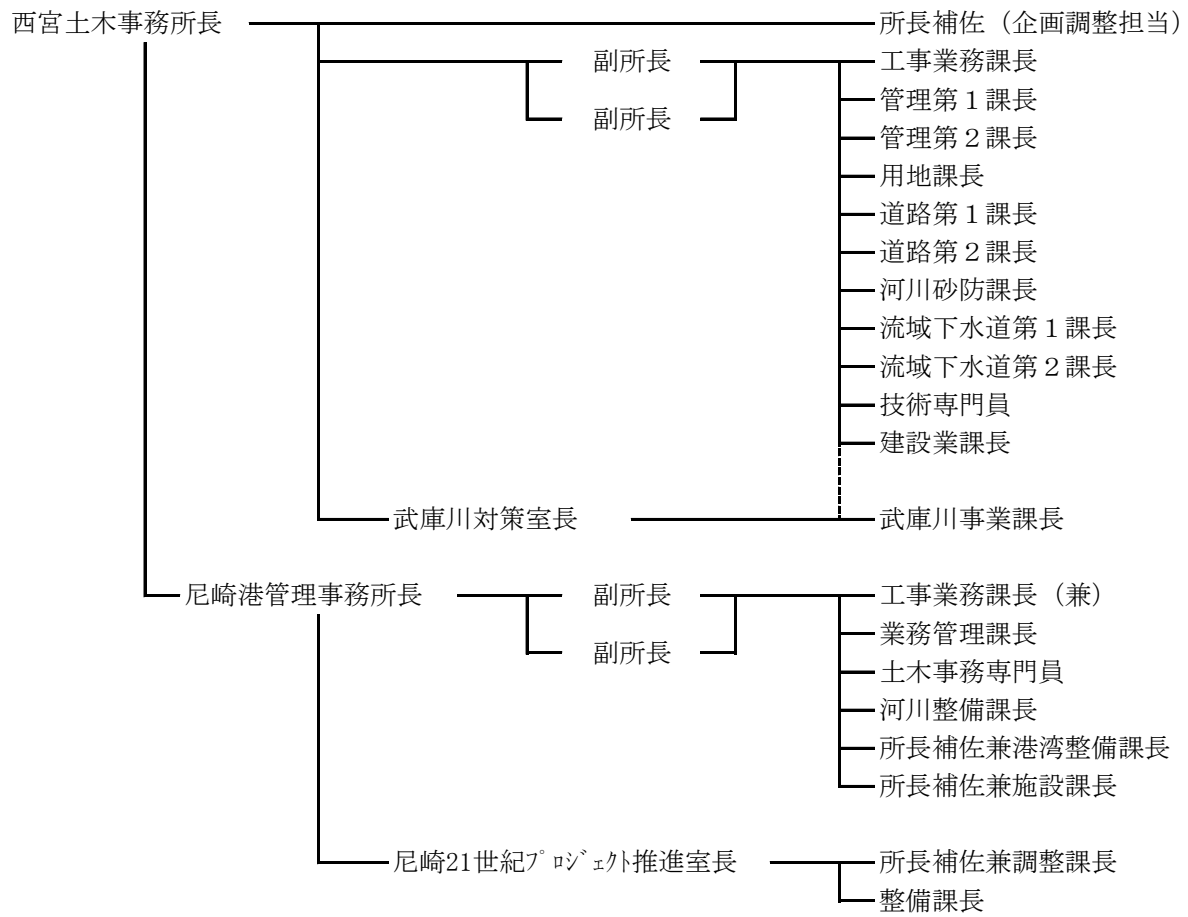
公益財団法人兵庫県住宅建築総合センター

土木事務所等組織図

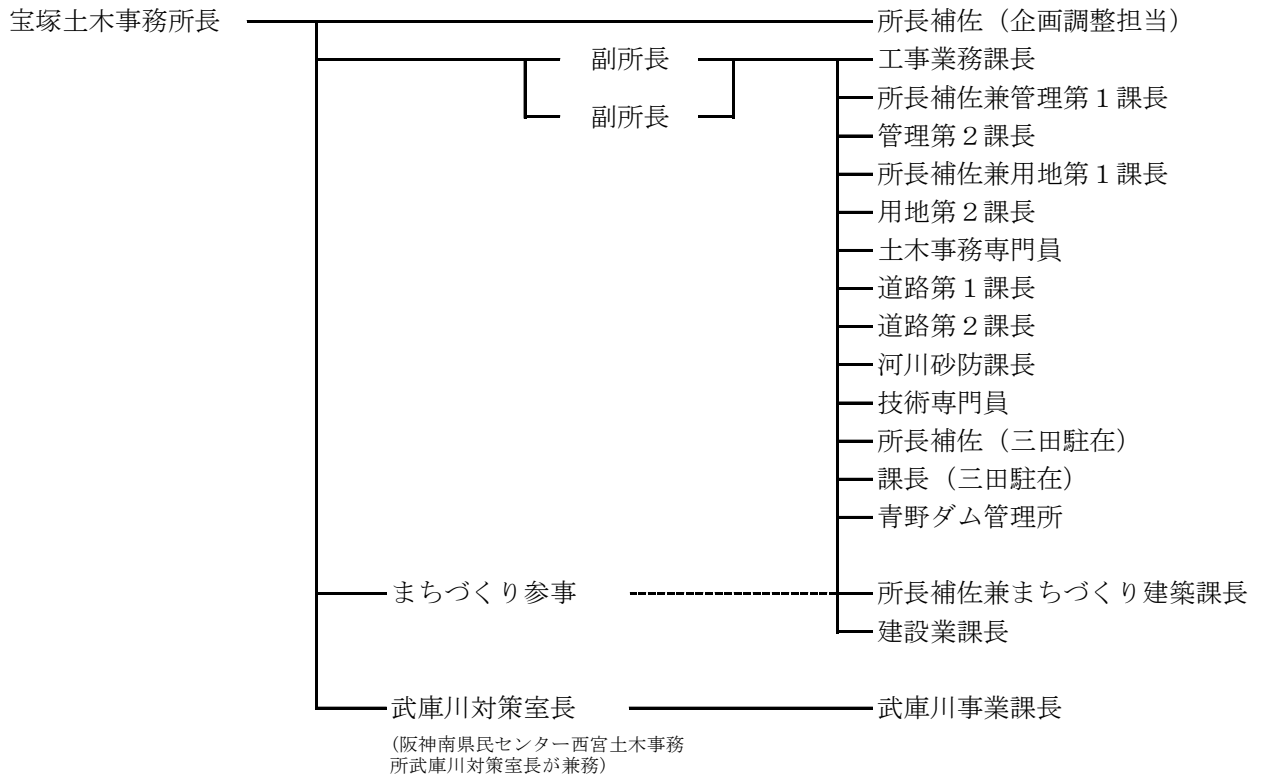
神戸県民センター



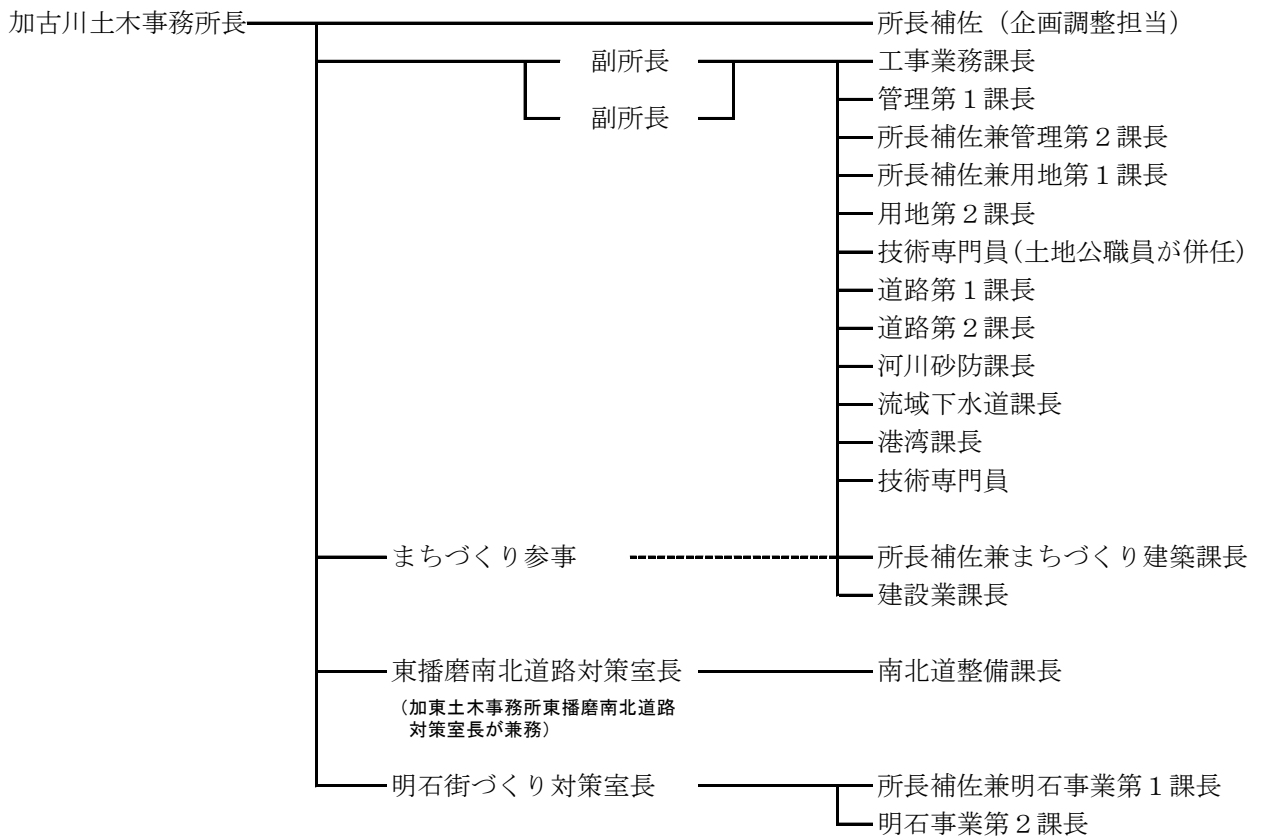
阪神南県民センター



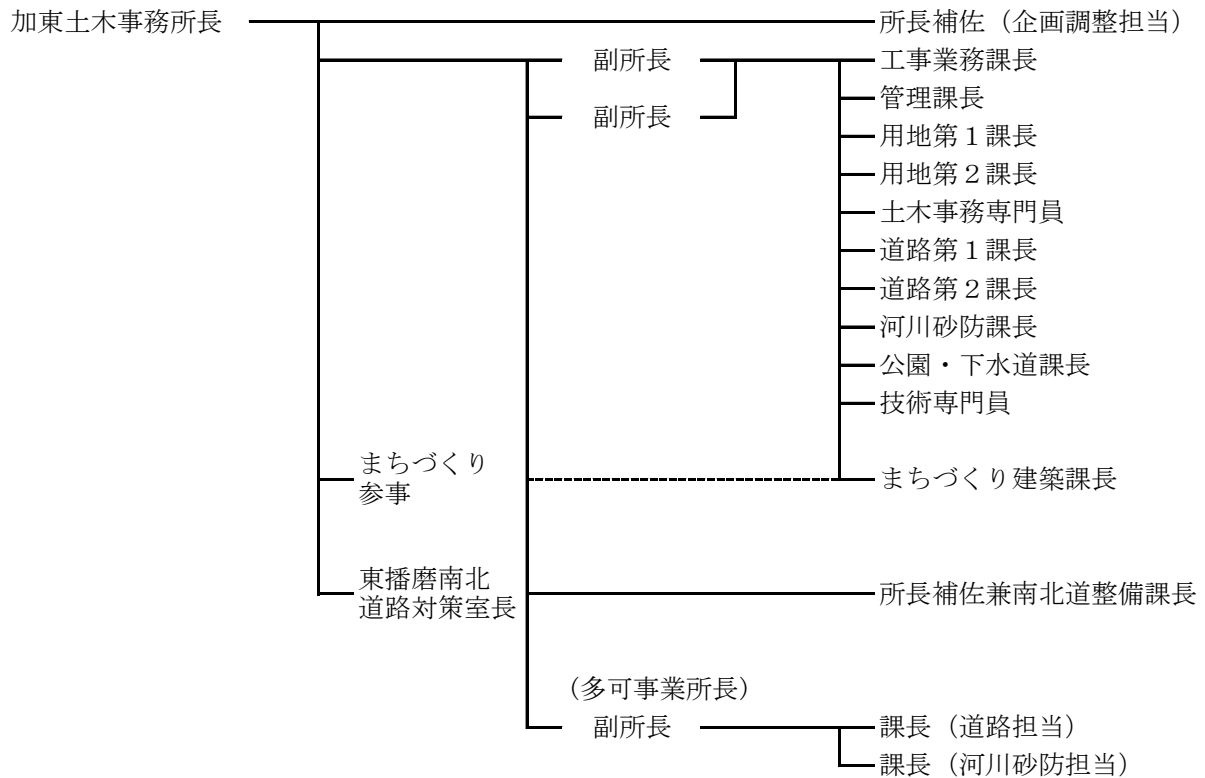
阪神北県民局



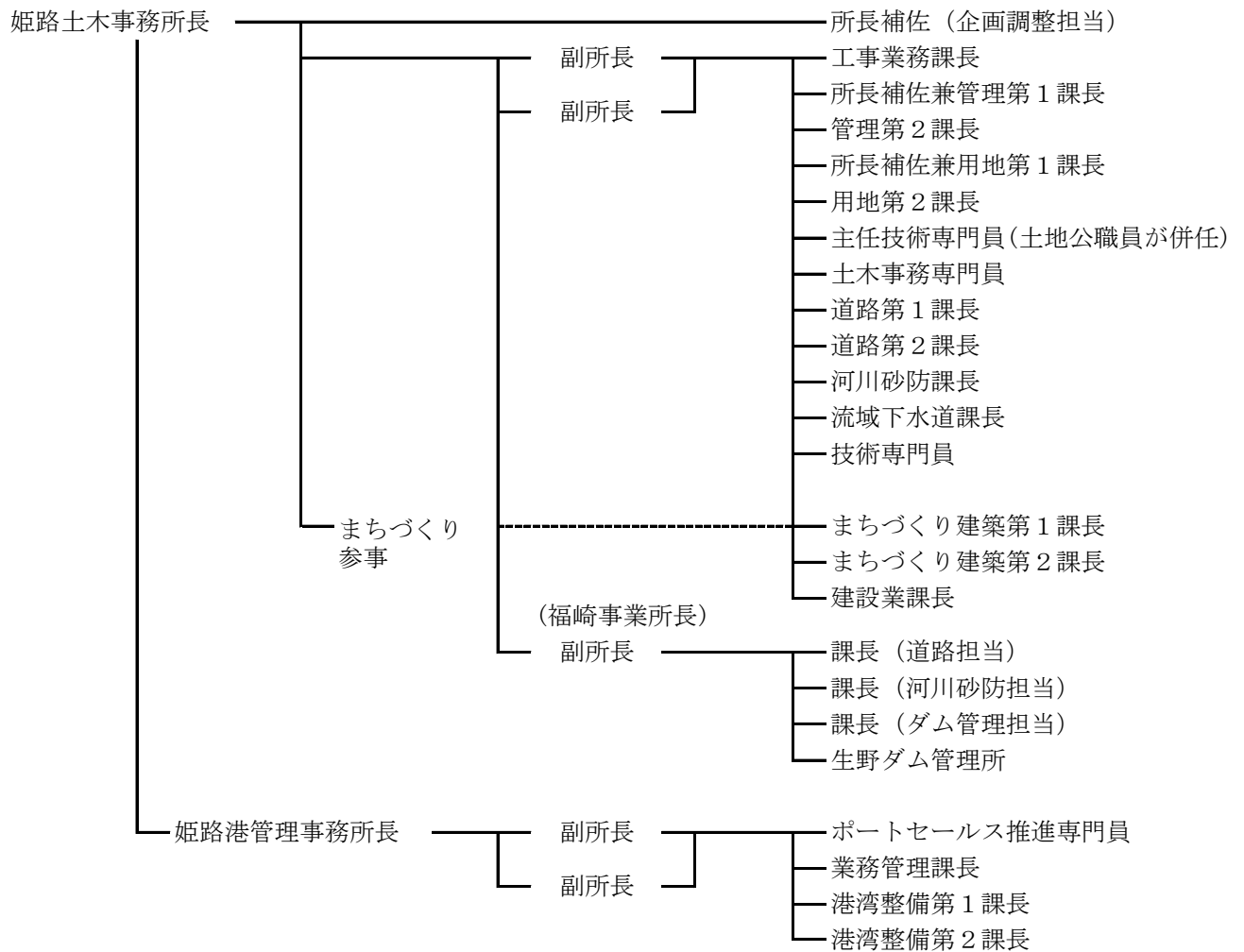
東播磨県民局

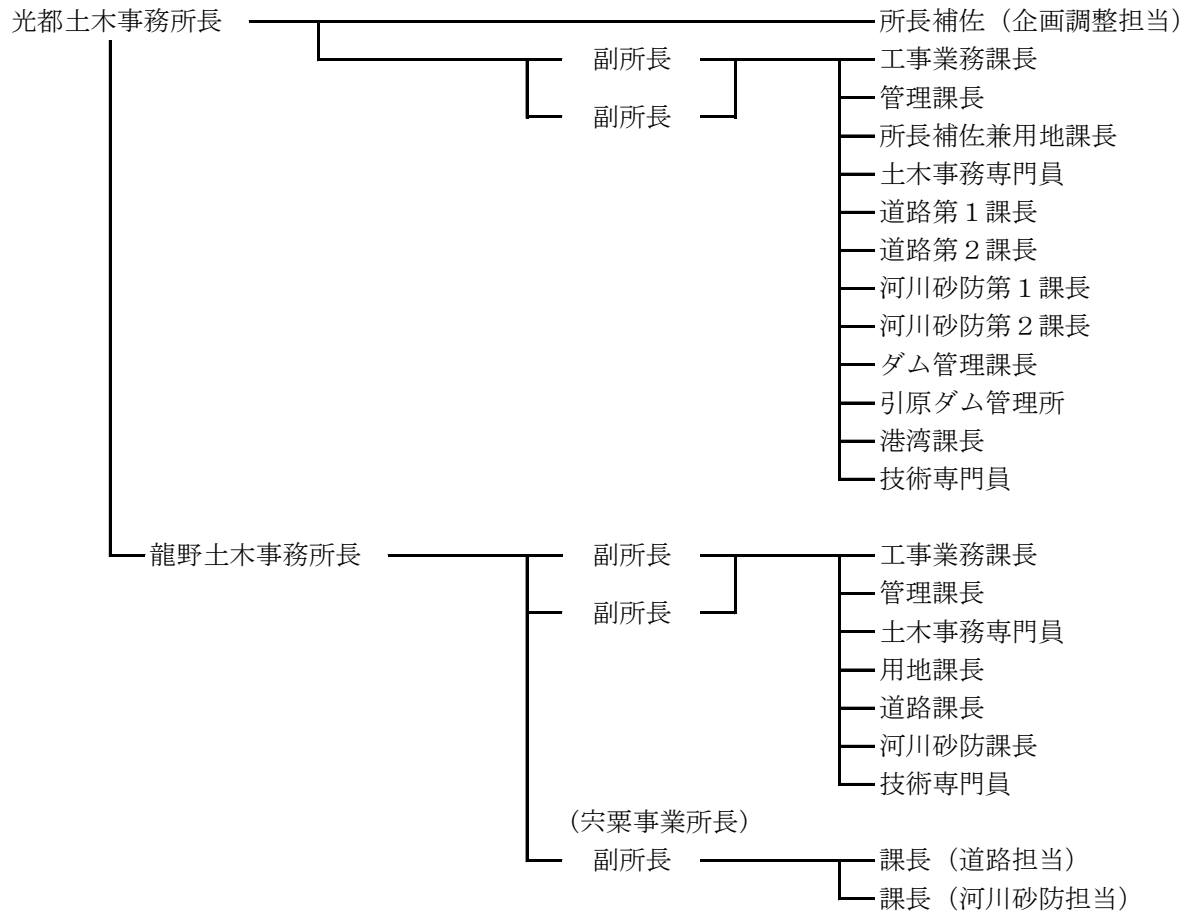


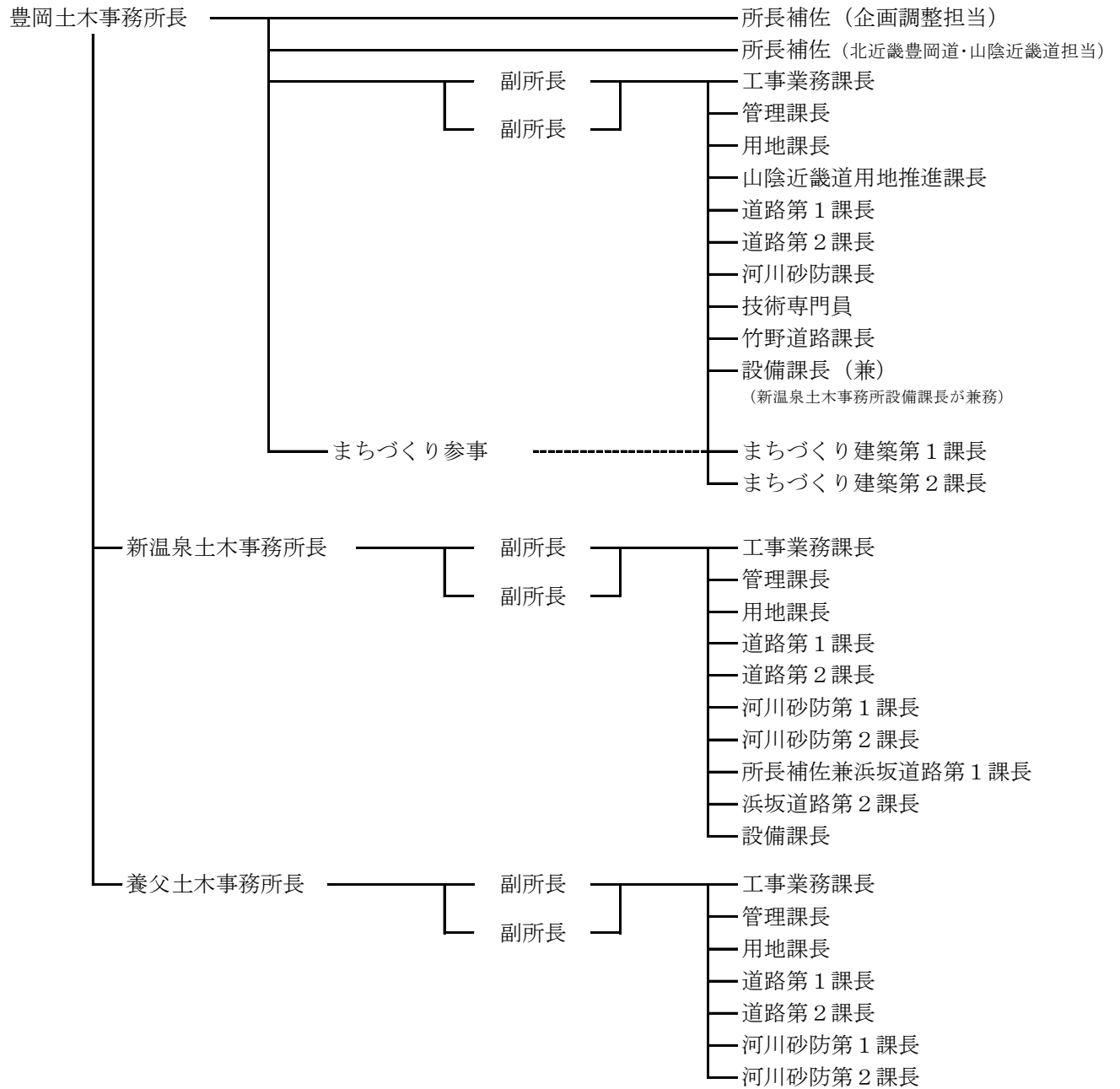
北播磨県民局



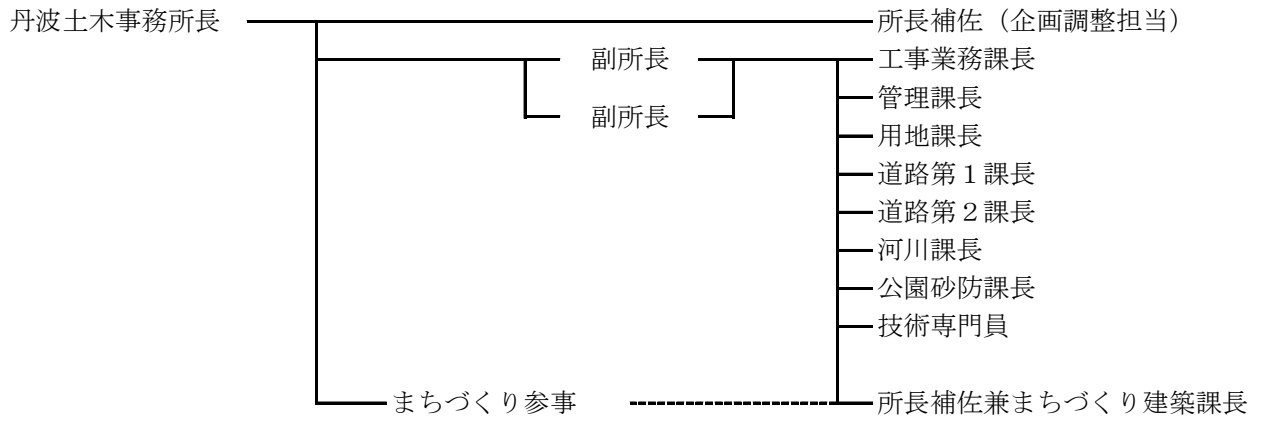
中播磨県民センター



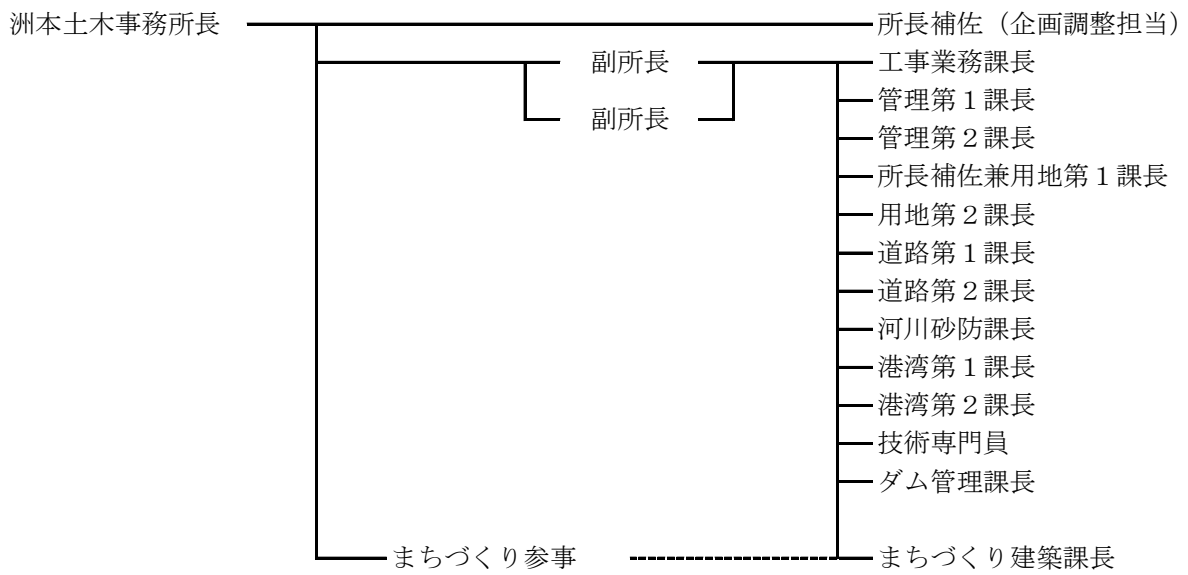




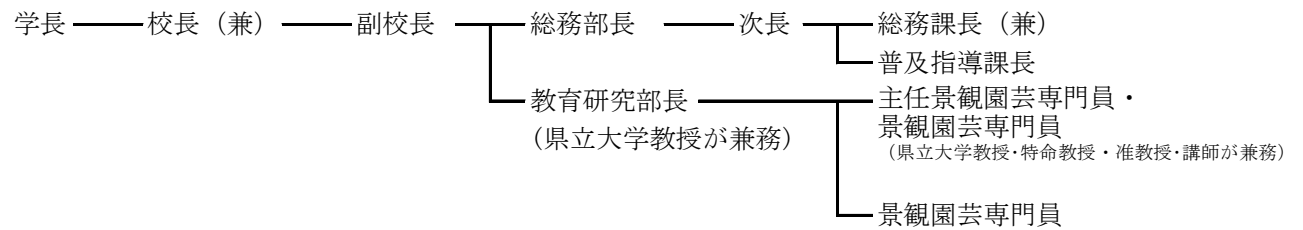
丹波県民局



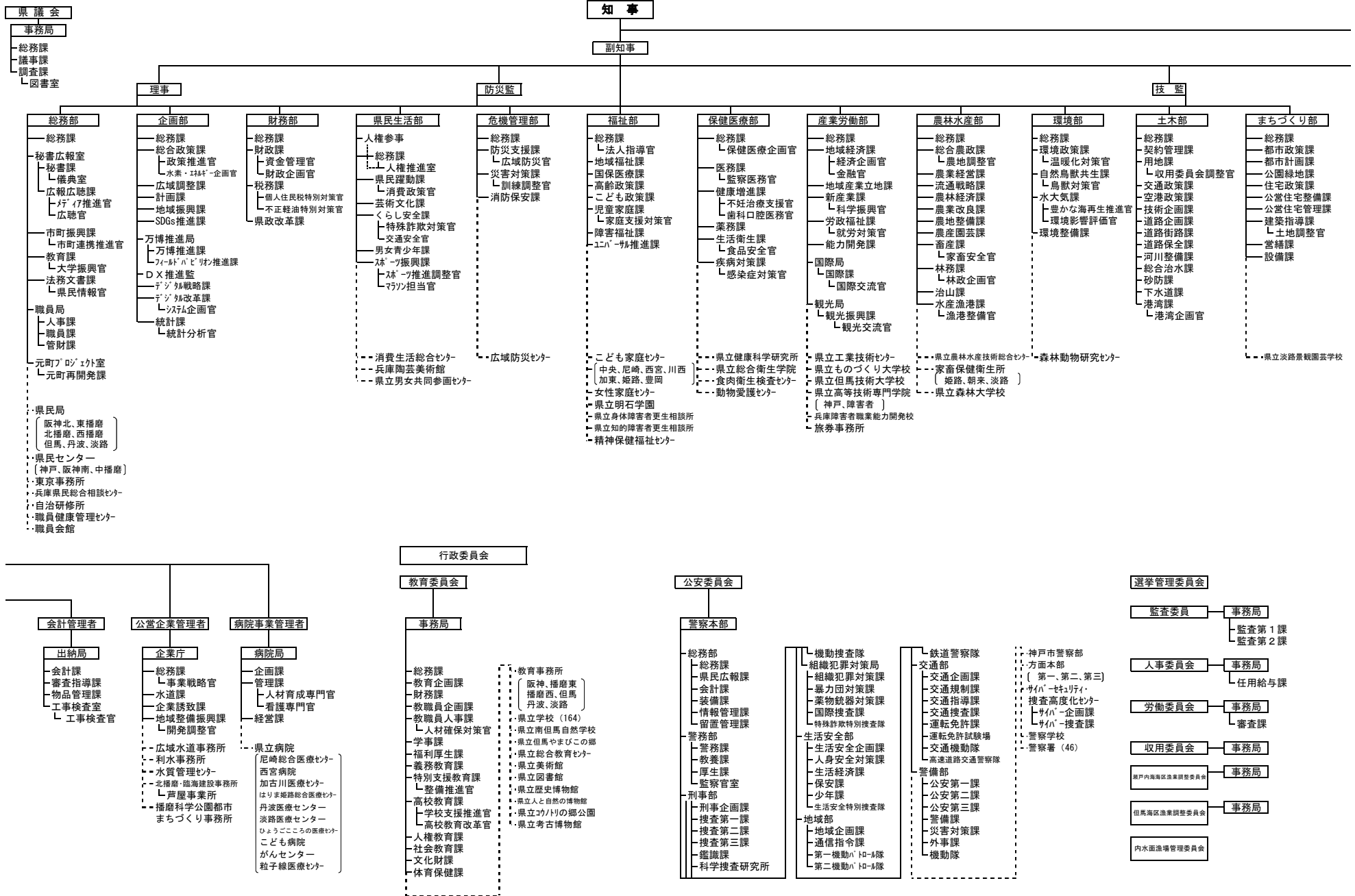
淡路県民局



県立淡路景観園芸学校



兵庫県機構図 (令和6年4月1日現在)



県民局・県民センター 機構図 (令和6年4月1日現在)

神戸県民センター

- 県民躍動室
- 神戸県税事務所
- 神戸農林振興事務所
 - 神戸農業改良普及センター
 - 神戸土地改良センター
 - 六甲治山事務所
- 神戸土木事務所

阪神南県民センター

- 県民躍動室
- 西宮県税事務所
- 芦屋健康福祉事務所(芦屋保健所)
- 西宮土木事務所
 - 尼崎港管理事務所

阪神北県民局

- 総務企画室
- 県民躍動室
- 伊丹県税事務所
- 宝塚健康福祉事務所(宝塚保健所)
 - 伊丹健康福祉事務所(伊丹保健所)
- 阪神農林振興事務所
 - 阪神農業改良普及センター
- 宝塚土木事務所

東播磨県民局

- 総務企画室
- 県民躍動室
- 加古川県税事務所
- 加古川健康福祉事務所(加古川保健所)
- 加古川農林水産振興事務所
 - 加古川農業改良普及センター
- 加古川土木事務所

北播磨県民局

- 総務企画室
- 県民躍動室
- 加東県税事務所
- 加東健康福祉事務所(加東保健所)
- 加東農林振興事務所
 - 加西農業改良普及センター
 - 加古川流域土地改良事務所
- 加東土木事務所

中播磨県民センター

- 県民躍動室
- 姫路県税事務所
- 中播磨健康福祉事務所(福崎保健所)
- 姫路農林水産振興事務所
 - 姫路農業改良普及センター
 - 姫路土地改良センター
- 姫路土木事務所
 - 姫路港管理事務所

西播磨県民局

- 総務企画室
- 県民躍動室
- 龍野県税事務所
- 龍野健康福祉事務所(龍野保健所)
 - 赤穂健康福祉事務所(赤穂保健所)
- 光都農林振興事務所
 - 光都農業改良普及センター
 - 龍野農業改良普及センター
 - 光都土地改良センター
- 光都土木事務所
 - 龍野土木事務所

但馬県民局

- 総務企画室
- 県民躍動室
 - 但馬消費生活センター
- 豊岡県税事務所
- 豊岡健康福祉事務所(豊岡保健所)
 - 新温泉健康福祉事務所
 - 朝来健康福祉事務所(朝来保健所)
 - 但馬長寿の郷
- 豊岡農林水産振興事務所
 - 但馬水産事務所
 - 豊岡農業改良普及センター
 - 新温泉農業改良普及センター
 - 豊岡土地改良センター
 - 朝来農林振興事務所
 - 朝来農業改良普及センター
 - 朝来土地改良センター
- 豊岡土木事務所
 - 新温泉土木事務所
 - 養父土木事務所

丹波県民局

- 県民躍動室
- 丹波県税事務所
- 丹波健康福祉事務所(丹波保健所)
- 丹波農林振興事務所
 - 丹波農業改良普及センター
 - 篠山土地改良事務所
- 丹波土木事務所

淡路県民局

- 総務企画室
- 県民躍動室
- 洲本県税事務所
- 洲本健康福祉事務所(洲本保健所)
- 洲本農林水産振興事務所
 - 南淡路農業改良普及センター
 - 北淡路農業改良普及センター
 - 洲本土地改良事務所
- 洲本土木事務所

地方機関、県民局・県民センター 一覧表

(令和6年4月1日現在)

| 名 称 | | 所 在 地 | 電 話 F A X | 備 考 |
|-----------------------|----------|--|--------------------------------------|----------------------------------|
| 県立淡路景観園芸学校 | | 〒656-1726 淡路市野島常盤954 - 2 | (0799)82-3131 (0799)82-3124 | 県立淡路景観園芸学校の運営 |
| 神戸 県民 センター | 神戸土木事務所 | 〒653-0055 神戸市長田区浪松町3 - 2 - 5 (西神戸庁舎) | (078)737-2104 (078)735-4059 | 所管区域： 神戸市 |
| 阪神 南 県民 センター | 西宮土木事務所 | 〒662-0854 西宮市櫛塚町2 - 28 (西宮庁舎) | (0798)23-7788(庁舎案内) (0798)34-3097 | 所管区域： 尼崎市・西宮市・芦屋市 |
| | 尼崎港管理事務所 | 〒660-0083 尼崎市道意町7 - 21 | (06)6412-1361 (06)6413-1090 | 尼崎西宮芦屋港の管理、尼崎21世紀の森事業等 |
| 阪神 北 県民 局 | 宝塚土木事務所 | 〒665-8567 宝塚市旭町2 - 4 - 15 (宝塚総合庁舎) | (0797)83-3101(庁舎案内) (0797)86-4329 | 所管区域： 伊丹市・宝塚市・川西市、三田市・川辺郡 |
| 東播 磨 県民 局 | 加古川土木事務所 | 〒675-8566 加古川市加古川町寺家町天神木97 - 1 (加古川総合庁舎) | (079)421-1101(庁舎案内) (079)421-0072 | 所管区域： 明石市・加古川市、高砂市・加古郡 |
| 北播 磨 県民 局 | 加東土木事務所 | 〒673-1431 加東市社字西柿1075- 2 (社総合庁舎) | (0795)42-5111(庁舎案内) (0795)42-5137 | 所管区域： 西脇市・三木市・小野市、加西市・加東市・多可郡 |
| 中播 磨 県民 センター | 姫路土木事務所 | 〒670-0947 姫路市北条1 - 98 (姫路総合庁舎) | (079)281-3001(庁舎案内) (079)281-8529 | 所管区域： 姫路市(姫路市家島町を除く)・神崎郡 |
| | 姫路港管理事務所 | 〒672-8063 姫路市飾磨区須加294 | (079)235-0176～8 (079)234-5172 | 所管区域： 姫路市のうち姫路市家島町 姫路港の管理 |
| 西播 磨 県民 局 | 光都土木事務所 | 〒678-1205 赤穂郡上郡町光都2 - 25 (西播磨総合庁舎) | (0791)58-2100(庁舎案内) (0791)58-2321 | 所管区域： 相生市・赤穂市、赤穂郡・佐用郡 |
| | 龍野土木事務所 | 〒679-4167 たつの市龍野町富永字田井屋畑1311 - 3 | (0791)63-5205 (0791)63-3744 | 所管区域： たつの市・宍粟市・揖保郡 |
| 但 馬 県 民 局 | 豊岡土木事務所 | 〒668-0025 豊岡市幸町7 - 11 (豊岡総合庁舎) | (0796)23-1001(庁舎案内) (0796)24-5593 | 所管区域： 豊岡市 |
| | 新温泉土木事務所 | 〒669-6701 美方郡新温泉町芦屋522 - 4 (新温泉庁舎) | (0796)82-3141 (0796)82-3988 | 所管区域： 美方郡 |
| | 養父土木事務所 | 〒667-0022 養父市八鹿町下網場320 | (079)662-2126 (079)662-7384 | 所管区域： 養父市・朝来市 |
| 丹 波 県 民 局 | 丹波土木事務所 | 〒669-3309 丹波市柏原町柏原688 (柏原総合庁舎) | (0795)72-0500(庁舎案内) (0795)73-0034 | 所管区域： 丹波篠山市・丹波市 |
| 淡 路 県 民 局 | 洲本土木事務所 | 〒656-0021 洲本市塩屋2 - 4 - 5 (洲本総合庁舎) | (0799)22-3541(庁舎案内) (0799)24-4513 | 所管区域： 洲本市・南あわじ市、淡路市 |

2 職 員 数

【本庁・地方機関・外郭団体等派遣】

(令和6.4.1現在)

| 所 属 | | 職 員 | 事務 | 技術 | 技能労務 | 合計 |
|---------------------|--------------------|-----|----------|-----------------------|------|------------|
| まちづくり部 | 総 務 課 | | 19 | 3 | | 22 |
| | 都 市 政 策 課 | | 7 | 15 他、神戸市からの 派遣1 | | 22 |
| | 都 市 計 画 課 | | 6 | 26 | | 32 |
| | 公 園 緑 地 課 | | 8 | 10 | | 18 |
| | 住 宅 政 策 課 | | 6 (1) | 11 | | 17 |
| | 公 営 住 宅 整 備 課 | | 7 | 10 | | 17 |
| | 公 営 住 宅 管 理 課 | | 16 | 0 | | 16 |
| | 建 築 指 導 課 | | 8 | 21 | | 29 |
| | 営 繕 課 | | 2 | 19 | | 21 |
| | 設 備 課 | | 1 | 31 | | 32 |
| 本 庁 ・ 小 計 | | | 80 | 146 | 0 | <u>226</u> |
| 県 立 淡 路 景 観 園 芸 学 校 | | | 9 (2) | 5 | | <u>14</u> |
| 派 遣 等 | (公財) 兵庫県園芸・公園協会 | | 7 | 5 | | 12 |
| | 兵庫県住宅供給公社 | | 7 | 12 | | 19 |
| | (公財) 兵庫県住宅建築総合センター | | 1 | 3 | | 4 |
| 派 遣 等 ・ 小 計 | | | 15 | 20 | 0 | <u>35</u> |

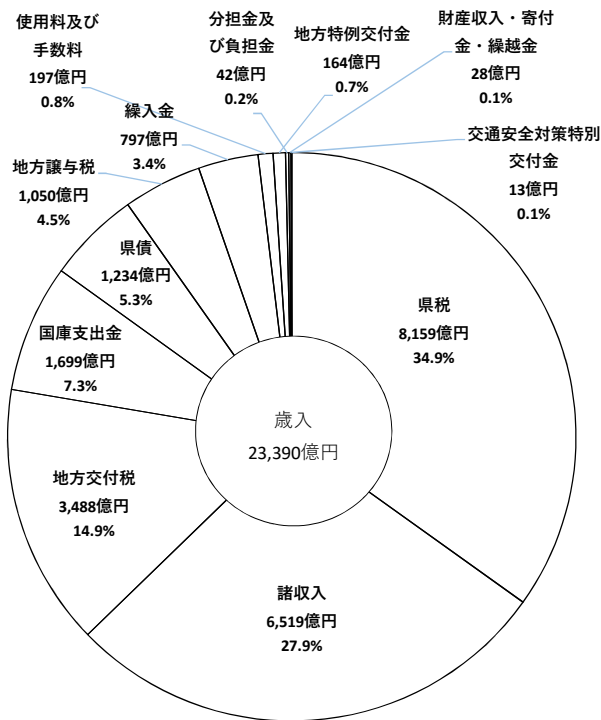
| | | | | | |
|----------------|--|-----|-----|---|------------|
| ま ち づ くり 部 合 計 | | 104 | 171 | 0 | <u>275</u> |
|----------------|--|-----|-----|---|------------|

※ 土木事務所分は土木部で掲載
 ※ 再任用短時間を含む () 内書き

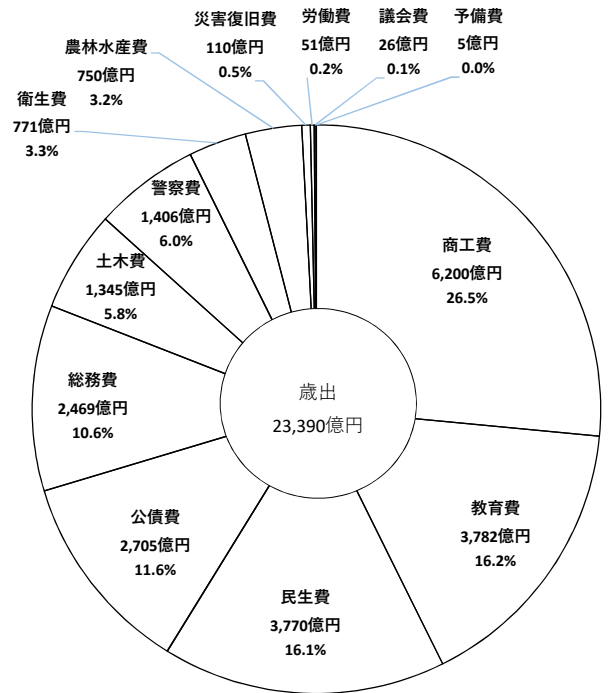
第 2 予 算

1 令和6年度 県全体予算

■歳入（一般会計）

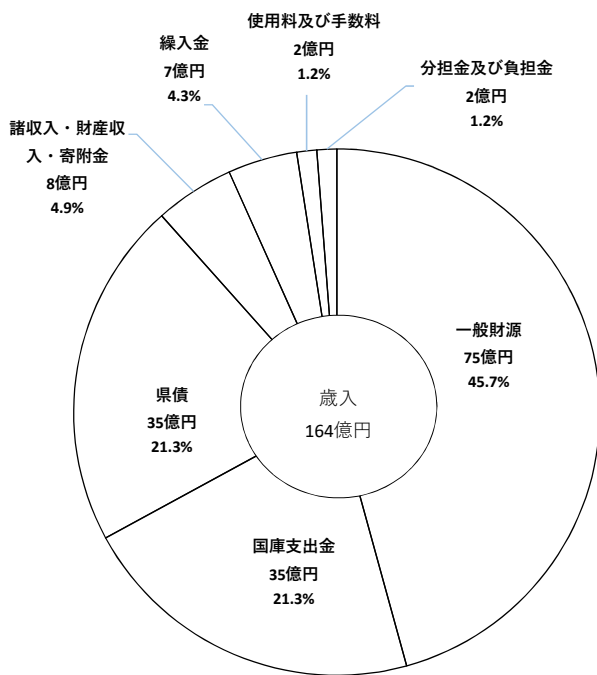


■歳出（一般会計）

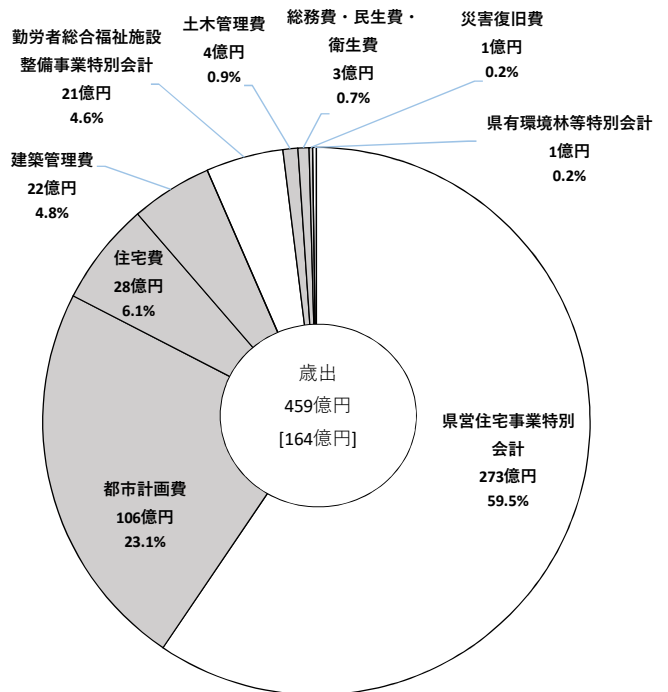


2 令和6年度 まちづくり部予算

■歳入（一般会計）



■歳出（一般会計・特別会計・企業会計）



※ 着色箇所は一般会計

3 県予算とまちづくり部関係予算の推移

| 年度別 | 区分 | | 県予算 (A) | 県土整備部 関係予算(B) | 比率 (B/A) |
|--------|---------|--|---------------|------------------|-------------|
| | 会計別 | | | | |
| 平成26年度 | 一 般 | | 1,896,013,678 | 161,054,191 | 8.5 |
| | 特 別 | | 1,427,918,940 | 101,006,493 | 7.1 |
| | 計 | | 3,323,932,618 | 262,060,684 | 7.9 |
| 平成27年度 | 一 般 | | 1,906,212,136 | 158,916,647 | 8.3 |
| | 特 別 | | 1,330,824,702 | 64,417,502 | 4.8 |
| | 計 | | 3,237,036,838 | 223,334,149 | 6.9 |
| 平成28年度 | 一 般 | | 1,880,246,511 | 164,841,300 | 8.8 |
| | 特 別 | | 1,183,202,357 | 71,617,270 | 6.1 |
| | 計 | | 3,063,448,868 | 236,458,570 | 7.7 |
| 平成29年度 | 一 般 | | 1,868,769,188 | 168,963,917 | 9.0 |
| | 特 別 | | 1,197,820,805 | 72,782,557 | 6.1 |
| | 計 | | 3,066,589,993 | 241,746,474 | 7.9 |
| 平成30年度 | 一 般 | | 1,806,319,289 | 178,730,189 | 9.9 |
| | 特 別 | | 1,570,827,408 | 43,258,904 | 2.8 |
| | 公 営 企 業 | | 288,847,637 | 50,924,772 | 17.6 |
| | 計 | | 3,665,994,334 | 272,913,865 | 7.4 |
| 令和元年度 | 一 般 | | 1,829,798,143 | 204,988,635 | 11.2 |
| | 特 別 | | 1,600,774,679 | 49,625,005 | 3.1 |
| | 公 営 企 業 | | 278,247,452 | 52,530,245 | 18.9 |
| | 計 | | 3,708,820,274 | 307,143,885 | 8.3 |
| 令和2年度 | 一 般 | | 2,979,848,000 | 226,220,827 | 7.6 |
| | 特 別 | | 1,689,321,742 | 44,052,982 | 2.6 |
| | 公 営 企 業 | | 277,846,293 | 47,203,184 | 17.0 |
| | 計 | | 4,947,016,035 | 317,476,993 | 6.4 |
| 令和3年度 | 一 般 | | 3,118,453,446 | 182,681,315 | 5.9 |
| | 特 別 | | 1,772,445,296 | 57,945,876 | 3.3 |
| | 公 営 企 業 | | 285,183,254 | 48,430,466 | 17.0 |
| | 計 | | 5,176,081,996 | 289,057,657 | 5.6 |

| 年度別 | 区分 | | 県予算 (A) | まちづくり部 関係予算(B) | 比率 (B/A) |
|-------|---------|--|---------------|-------------------|-------------|
| | 会計別 | | | | |
| 令和4年度 | 一 般 | | 2,529,785,463 | 13,614,192 | 0.5 |
| | 特 別 | | 1,779,633,469 | 35,752,982 | 2.0 |
| | 公 営 企 業 | | 288,721,637 | 0 | 0.0 |
| | 計 | | 4,598,140,569 | 49,367,174 | 1.1 |
| 令和5年度 | 一 般 | | 2,444,132,000 | 14,095,744 | 0.6 |
| | 特 別 | | 1,606,259,517 | 27,975,524 | 1.7 |
| | 公 営 企 業 | | 317,563,883 | 0 | 0.0 |
| | 計 | | 4,367,955,400 | 42,071,268 | 1.0 |
| 令和6年度 | 一 般 | | 2,339,077,000 | 16,458,085 | 0.7 |
| | 特 別 | | 1,635,505,071 | 29,449,076 | 1.8 |
| | 公 営 企 業 | | 327,258,158 | 0 | 0.0 |
| | 計 | | 4,301,840,229 | 45,907,161 | 1.1 |

(備考) 平成24年度から令和5年度は最終予算、令和6年度は当初予算である。

4 まちづくり部課別予算額

(単位：千円)

| 課 別 | 令和6年度当初予算額 | | | | |
|---------|--------------|-------------|--------------|--------------|-------------|
| | 金 額 | 財 源 内 訳 | | | |
| | | 国庫支出金 | 特 定 財 源 | 起 債 | 一 般 財 源 |
| 営繕課 | 594,079 | 0 | 594,079 | 0 | 0 |
| 建築指導課 | 288,032 | 6,335 | 50,974 | 0 | 230,723 |
| 公営住宅管理課 | (6,949,590) | (261,163) | (4,155,812) | (2,527,700) | (4,915) |
| | 5,451 | 536 | 0 | 0 | 4,915 |
| 公営住宅整備課 | (22,084,988) | (4,141,841) | (12,019,095) | (4,216,000) | (1,708,052) |
| | 1,708,052 | 0 | 0 | 0 | 1,708,052 |
| 公園緑地課 | (6,371,361) | (720,000) | (769,360) | (2,997,300) | (1,884,701) |
| | 4,243,360 | 720,000 | 353,259 | 1,285,400 | 1,884,701 |
| 住宅政策課 | 506,117 | 160,767 | 43,379 | 0 | 301,971 |
| 総務課 | 2,856,185 | 77,198 | 82,708 | 155,400 | 2,540,879 |
| 都市計画課 | 5,021,393 | 2,483,650 | 182,250 | 2,022,500 | 332,993 |
| 都市政策課 | 1,235,416 | 18,077 | 662,258 | 0 | 555,081 |
| 計 | (45,907,161) | (7,869,031) | (18,559,915) | (11,918,900) | (7,559,315) |
| | 16,458,085 | 3,466,563 | 1,968,907 | 3,463,300 | 7,559,315 |

() 特別会計含

5 令和6年度当初予算投資的経費の事業別一覧

公共事業

(単位：千円)

| 区分 | 令和6年度当初予算額 | | | | | 令和5年度当初予算額 | | | | | 令和5年度最終予算額 | | | | |
|---------------|------------|-----------|---------|---------|--------|------------|-----------|---------|---------|---------|------------|-----------|---------|---------|--------|
| | 総額 | 財源内訳 | | | | 総額 | 財源内訳 | | | | 総額 | 財源内訳 | | | |
| | | 国庫支出金 | 特定財源 | 起債 | 一般財源 | | 国庫支出金 | 特定財源 | 起債 | 一般財源 | | 国庫支出金 | 特定財源 | 起債 | 一般財源 |
| 公緑地園課 公園整備 | 1,392,000 | 668,000 | 2,064 | 651,400 | 70,536 | 1,392,000 | 668,000 | 13,500 | 639,400 | 71,100 | 1,431,195 | 687,686 | 26,492 | 669,100 | 47,917 |
| 都市課 土地区画整理 | 808,000 | 424,500 | 182,250 | 181,100 | 20,150 | 915,000 | 482,810 | 200,095 | 199,700 | 32,395 | 1,020,656 | 540,238 | 227,209 | 229,000 | 24,209 |
| 合計 | 2,200,000 | 1,092,500 | 184,314 | 832,500 | 90,686 | 2,307,000 | 1,150,810 | 213,595 | 839,100 | 103,495 | 2,451,851 | 1,227,924 | 253,701 | 898,100 | 72,126 |

県単土木事業

(単位：千円)

| 区分 | 令和6年度当初予算額 | | | | | 令和5年度当初予算額 | | | | | 令和5年度最終予算額 | | | | |
|----------------|------------|-------|-------|---------|---------|------------|-------|-------|---------|---------|------------|-------|-------|---------|---------|
| | 総額 | 財源内訳 | | | | 総額 | 財源内訳 | | | | 総額 | 財源内訳 | | | |
| | | 国庫支出金 | 特定財源 | 起債 | 一般財源 | | 国庫支出金 | 特定財源 | 起債 | 一般財源 | | 国庫支出金 | 特定財源 | 起債 | 一般財源 |
| 公園緑地課 公園整備 | 845,447 | 0 | 0 | 634,000 | 211,447 | 822,483 | 0 | 0 | 616,800 | 205,683 | 822,483 | 0 | 0 | 616,800 | 205,683 |
| 尼崎21世紀の森 | 5,700 | 0 | 2,850 | 0 | 2,850 | 5,400 | 0 | 2,700 | 0 | 2,700 | 5,400 | 0 | 2,700 | 0 | 2,700 |
| Park-PFI事前調査事業 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 30,997 | 0 | 0 | 0 | 30,997 | 30,997 | 0 | 0 | 0 | 30,997 |
| 尼崎スポーツの森維持管理費 | 258,120 | 0 | 0 | 0 | 258,120 | 258,120 | 0 | 0 | 0 | 258,120 | 258,120 | 0 | 0 | 0 | 258,120 |
| 整備・管理運営基本計画策定 | 7,733 | 0 | 0 | 0 | 7,733 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 合計 | 1,117,000 | 0 | 2,850 | 634,000 | 480,150 | 1,117,000 | 0 | 2,700 | 616,800 | 497,500 | 1,117,000 | 0 | 2,700 | 616,800 | 497,500 |

国直轄事業

(単位：千円)

| 区分 | 令和6年度当初予算額 | | | | | 令和5年度当初予算額 | | | | | 令和5年度最終予算額 | | | | |
|---------------------|------------|-------|--------|---------|--------|------------|-------|--------|---------|--------|------------|-------|------|----|------|
| | 総額 | 財源内訳 | | | | 総額 | 財源内訳 | | | | 総額 | 財源内訳 | | | |
| | | 国庫支出金 | 特定財源 | 起債 | 一般財源 | | 国庫支出金 | 特定財源 | 起債 | 一般財源 | | 国庫支出金 | 特定財源 | 起債 | 一般財源 |
| 公緑地園課 国直轄公園事業負担金 | 164,000 | 0 | 28,300 | 122,100 | 13,600 | 165,000 | 0 | 28,300 | 123,000 | 13,700 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 合計 | 164,000 | 0 | 28,300 | 122,100 | 13,600 | 165,000 | 0 | 28,300 | 123,000 | 13,700 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

第3 重要施策

まちづくり部

ひょうごビジョン 2050

● 2050年の兵庫の姿

誰もが希望を持って生きられる
一人ひとりの可能性が広がる

『躍動する兵庫』

まちづくり 基本方針



まちづくり分野の
様々な取組を展開

● 基本コンセプト

すべての人が自分らしく輝ける
『住みたい』『訪れたい』ひょうご

● 3つのテーマ

安全・安心

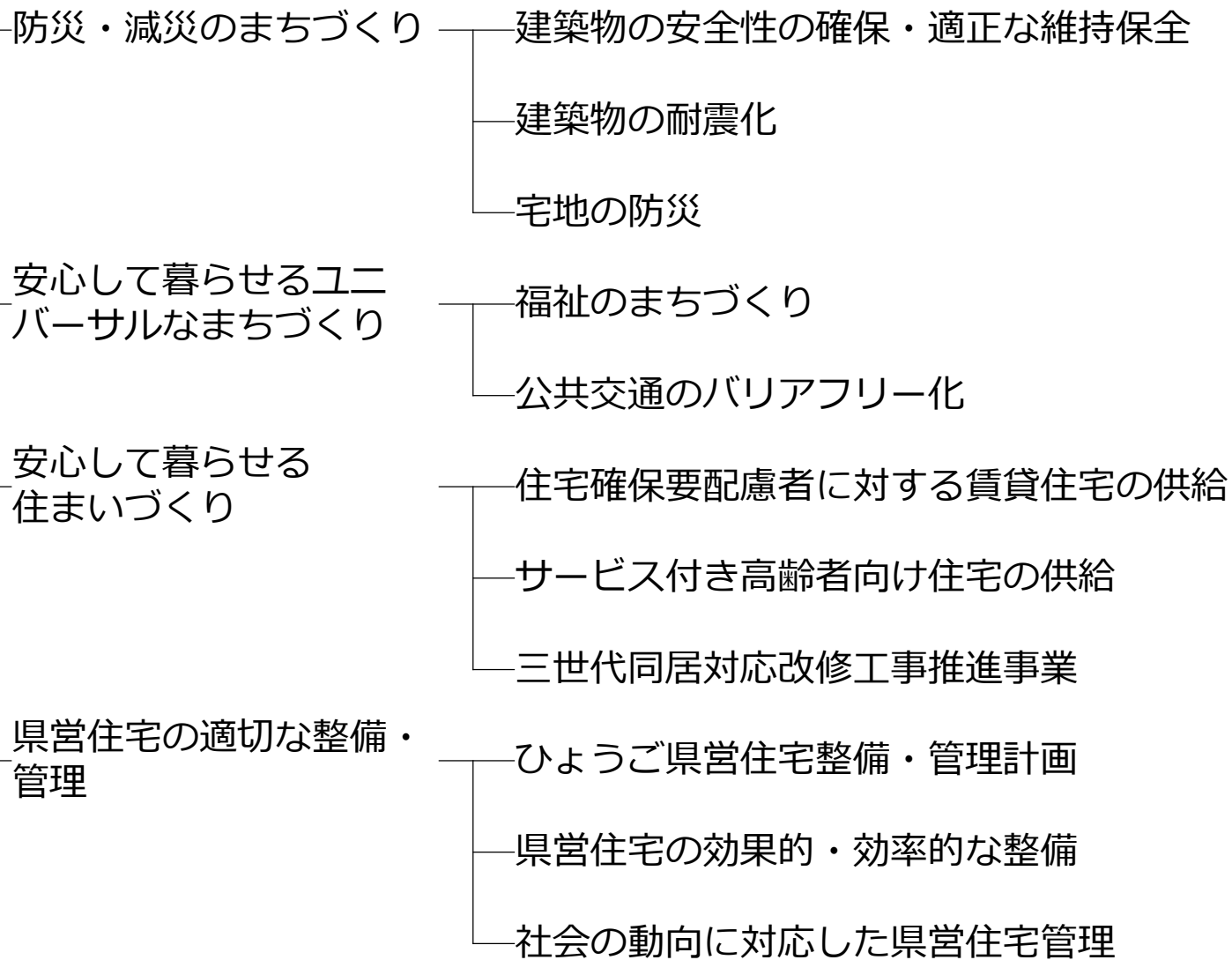
魅力・挑戦

持続・循環

令和6年度重要施策体系表 まちづくり部

3

安全・安心



令和6年度重要施策体系表 まちづくり部

4

魅力・挑戦

個性を磨き、地域の魅力を高めるまちづくり

地域特性を活かした都市計画

市街化調整区域における計画的なまちづくり

適正な土地利用・土地取引

大規模集客施設の適正な立地

市街地再開発事業

土地区画整理事業

優れた景観の創造・保全

新たな価値を生む住まいづくり

兵庫県住生活基本計画

子育て世帯への住宅施策

空き家・古民家の活用

県立都市公園の利活用

公園のリノベーション

県立都市公園のあり方検討の成果を展開

令和6年度重要施策体系表 まちづくり部

持続・循環

住民主体の持続可能な地域
経営

— オールドニュータウンの再生

— 人間サイズのまちづくり賞

持続可能な住宅ストック等
の形成

— マンション管理の適正化

— 住宅・建築物の省エネ化

自然環境や生物多様性の
保全

— 県民まちなみ緑化事業

— 淡路景観園芸学校の魅力向上

— 太陽光発電施設等の設置の適正化

— 緑豊かな地域環境の形成

1. 防災・減災のまちづくり

(1) 建築物の安全性の確保・適正な維持保全

県民が安心して住宅の取得、建築物の利用ができるよう、土木事務所での審査等を行うとともに、指定確認検査機関等への指導・監督により建築確認等を適確に実施する。

また、既存の建築物等の事故を未然に防止するため、定期報告制度を適確に実施するとともに、R7からの定期報告の対象拡大について所有者等へ周知する。

(2) 建築物の耐震化

兵庫県耐震改修促進計画（平成28年度～令和7年度）に基づき、令和7年の耐震化率97%の目標達成に向けて、住宅・建築物の耐震化を市町と連携して促進する。

旧耐震基準の民間住宅の耐震化を進めるため、「簡易耐震診断推進事業」及び「ひょうご住まいの耐震化促進事業」を実施する（R6は多雪区域の補助額を加算）。あわせて、就寝時に命を守る防災ベッド等の設置に要する費用に対する支援を行う。

また、多数利用建築物等の耐震化を促進するため、耐震診断及び耐震改修の設計・工事に要する費用の一部を補助する。

(3) 宅地の防災 (図1)

危険な盛土等を規制するため新たに定められた盛土規制法（令和5年5月施行）への対応として、5年度に実施した基礎調査結果を基に、「規制区域の指定」作業を進めるとともに、部会等を活用した庁内外との調整により、令和7年4月の運用開始を目指す。

大規模盛土造成地については、引き続き、安全確認の必要な箇所調査を実施する。

【令和6年度の主な取組】

- ・規制区域(案)を市町や事業者へ意見聴取の上、区域決定・公表し、事業者等へ周知

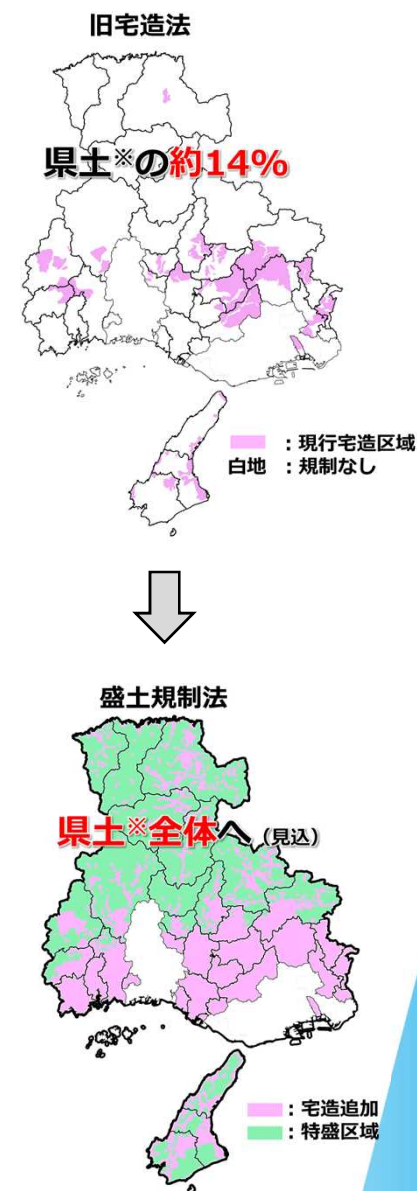


図1 盛土規制法 区域指定のイメージ
※ 県が規制区域の指定を行わない政令・中核市の区域を除く

2. 安心して暮らせるユニバーサルなまちづくり

(1) 福祉のまちづくり (写真1)

利用者の立場での視点や建築・福祉等に関する専門的な視点から、施設整備・管理運営に関して点検・助言を行う「チェック&アドバイス」を実施する。

年齢や障害の有無等にかかわらず、様々な人が気兼ねなく旅行を楽しめる「ユニバーサルツーリズム」を推進するため、「ひょうごユニバーサルなお宿」宣言を行った宿泊施設のバリアフリー改修を支援する。

【令和6年度の主な取組】

- ・ 宿泊施設のバリアフリー改修支援を実施

(2) 公共交通のバリアフリー化 (写真2)

① 鉄道駅舎のバリアフリー化

高齢者や障害者等が安心して移動できるよう、鉄道駅舎のバリアフリー改修を支援する。平均乗降客数3千人/日以上以上のバリアフリー化が完了したため、今後は3千人/日未満の駅舎に支援する。

【令和6年度の主な事業箇所】

- ・ JR武田尾駅※、JR京口駅※、山陽霞ヶ丘駅、山陽西飾磨駅、阪神住吉駅、山陽藤江駅
- ※ 市町が位置付けたバリアフリー基本構想駅：補助率を拡充

② ノンステップバス等の導入

高齢者、障害者、乳幼児連れの人など、あらゆる人が乗り降りしやすいノンステップバス等の導入を促進するため、車両購入費を支援する。



写真1 宿泊施設のバリアフリー化の支援例

上：エントランスのバリアフリー改修事例
加東市「ゆら野ホール」
※別事業により補助
下：ホテル又は旅館における高齢者等の円滑な利用に配慮した建築設計標準追補版（国交省発行）より



写真2 エレベーター設置
（阪急春日野道駅）

3. 安心して暮らせる住まいづくり

(1) 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給

兵庫県住宅確保要配慮者向け賃貸住宅供給促進計画（平成28年度～令和7年度）に基づき、高齢者、障害者、子育て世帯等の住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録を促進する。

① 登録住宅における改修や家賃等の低廉化への支援

耐震、バリアフリー化等の改修工事や、低額所得者が入居する場合の家賃低廉化、家賃債務保証料低廉化に対し支援する。

② 居住支援活動を行う法人等を通じた要配慮者への居住支援

要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図るため、住宅情報の提供、相談、見守り等の生活支援を実施する法人を指定する。

(2) サービス付き高齢者向け住宅の供給 **(写真3)**

兵庫県高齢者居住安定確保計画（令和3年度～令和12年度）に基づき、高齢者単身・夫婦世帯が安心して居住できるよう、居室の広さや設備、バリアフリーといったハード面の条件を備えるとともに、安否確認や生活相談サービスを受けることができる住まいの登録を推進する。

(3) 三世代同居対応改修工事推進事業

三世代同居など、複数世帯の同居対応のために行う住宅の改修工事（キッチン、浴室、トイレ、玄関の増設）の費用を支援する。



写真3 廃校校舎を活用したサ高住
(Resortによるin神河)

4. 県営住宅の適切な整備・管理

(1) ひょうご県営住宅整備・管理計画

県営住宅の運営方針・施策等を定めた、ひょうご県営住宅整備・管理計画（令和3年度～令和12年度）に基づき、適切な整備・管理を推進する。

【主な目標（R13.3）】 管理戸数：45,000戸 入居率：90%

(2) 県営住宅の効果的・効率的な整備 (図2)

計画的な建替工事や改修工事（耐震改修、エレベーター設置工事等）により、良質な住宅ストックを提供する。また、青木団地において、県営住宅初のPFI手法による建替事業を実施し、民間が持つノウハウを活用するとともに、投資を呼び込むことでまちの賑わいを創出する。

【令和6年度の建替予定団地】

- ・伊川谷住宅第2期 (神戸市西区) ・西宮老松住宅 (西宮市)
- ・明石大久保南住宅第3期 (明石市) ・洲本宇原住宅 (洲本市)
- ・津名塩尾住宅第2期 (淡路市) ・宝塚山本住宅第5期 (宝塚市)
- ・白川台住宅第2期 (神戸市須磨区)

(3) 社会の動向に対応した県営住宅管理

子育て世帯優先入居枠の拡充や特定妊産婦等に対してステップハウスを提供する。また、集会所を活用したフレイル予防教室等、入居者の高齢化に対応した取組を実施する。さらにウクライナ避難民や能登半島地震避難者に県営住宅を無料で提供する。



図2 伊川谷住宅の建替イメージ

1. 個性を磨き、地域の魅力を高めるまちづくり

(1) 地域特性を生かした都市計画 (写真4)

「都市計画区域マスタープラン」に基づき、活力ある地域づくりを推進するとともに都市の骨格を形成する幹線街路等の都市計画を推進する。

【令和6年度の主な取組】

- ・播磨臨海地域道路の都市計画決定手続（2回目の住民説明会の開催等）



写真4 播磨臨海地域道路
都市計画に係る住民
説明会の開催状況

(2) 市街化調整区域における計画的なまちづくり (図3)

市町等と連携しながら、令和7年度の都市計画区域マスタープラン（区域区分を含む。）の見直しに向けて着実に取り組む。

地区計画制度や特別指定区域制度の柔軟かつ効果的な運用に取り組むとともに、許可基準の拡充や開発審査会の手続の簡素化など更なる規制緩和を進める。

【令和6年度の主な取組】

- ・都市計画区域マスタープラン（区域区分含む）案の策定
- ・加西市における区域区分廃止について方針を決定
- ・開発許可制度の弾力化（ストック活用に係る許可基準における規模要件撤廃 等）

(3) 適正な土地利用・土地取引

適正な地価の形成に資する地価調査の実施や、宅地建物取引業を営む者に対する指導監督などにより、適正な土地利用、土地取引を推進する。

(4) 大規模集客施設の適正な立地

大規模集客施設の立地に係る都市機能の調和に関する条例や広域土地利用プログラムの運用を通じ、都市構造に影響を及ぼす大規模集客施設の適正な立地に努める。

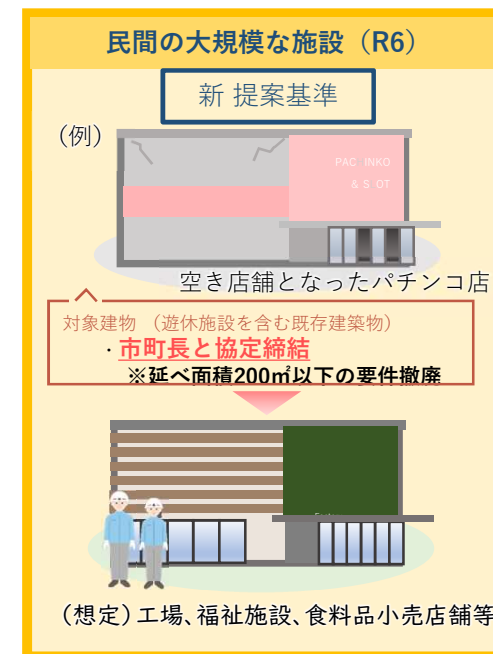


図3 既存ストックの活用
(許可基準の拡充イメージ)

1. 個性を磨き、地域の魅力を高めるまちづくり

(5) 市街地再開発事業 (図4)

駅周辺等の都市拠点における土地の高度利用と都市機能・居住機能の更新により、安全で快適な都市環境を創造するため、市街地再開発事業を推進する。

【令和6年度の主な事業箇所（県支援地区）】

- ・神戸三宮雲井通5丁目地区
- ・垂水中央東地区
- ・JR西宮駅南西地区
- ・三田駅前Cブロック地区

(6) 土地区画整理事業 (図5)

道路等の公共施設を整備・改善し、土地の区画を整え宅地の利用の増進を図るため、土地区画整理事業を推進する。

【令和6年度の主な事業箇所（県支援地区）】

- ・英賀保駅周辺地区
- ・野中・砂子地区

(7) 優れた景観の創造・保全 (写真5)

優れた景観を創造・保全するとともに、建築物等と地域の景観との調和を図るため、景観形成地区の修景助成や大規模建築物等の景観誘導を実施する。また、景観形成重点区域の指定や景観遺産の登録により、景観資源を活用した情報発信に取り組む。

良好な広告景観の形成を推進するため、市町等と連携し屋外広告物の規制誘導を図る。



図4 神戸三宮雲井通5丁目地区
市街地再開発事業の完成イメージ

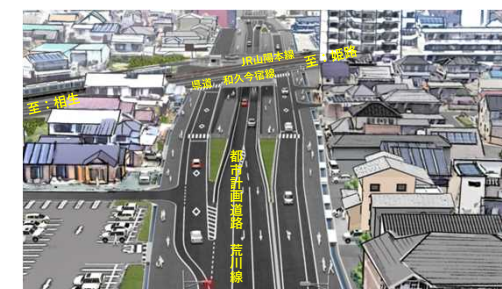


図5 英賀保駅周辺地区内の（都）
荒川線の完成イメージ



写真5 R5景観形成重点区域指
定見込（平福地区）

2. 新たな価値を生む住まいづくり

(1) 兵庫県住生活基本計画

兵庫県住生活基本計画（令和3年度～令和12年度）に基づき、社会経済情勢の変化に伴う新たな課題や兵庫県独自の課題に対応した住宅政策を推進する。

(2) 子育て世帯への住宅施策（図6、写真6）

若者・Z世代応援パッケージ（住みやすい兵庫）

阪神間を中心にファミリー層の転入超過が続く一方で、住宅価格の高騰や子育て世帯のニーズに合った住宅の不足など様々な課題が顕在化しているため、県営住宅と民間住宅の両面から、安心して子育てができる住宅・住環境づくりを推進する。

【令和6年度の主な取組（県営住宅）】

- ・ 優先入居枠の拡充 ・ 奨学金返済者優先枠の新設 ・ 住戸のグレードアップ改修

【令和6年度の主な取組（民間住宅）】

- ・ モデル地域での良質な住宅取得を支援・県外から阪神間の民間賃貸住宅へ住替支援

(3) 空き家・古民家の活用

今後一層の増加が見込まれる空き家に対し市町や関係団体等と連携し、空き家の発生予防・利活用・適正管理の3方向から総合的な対策を推進する。また、空家活用特区条例に基づく特区の指定を進め、規制緩和や補助率割増し等により、空き家の流通・活用を促進する。

【空家活用特区条例の指定状況】 5地区（R6.3時点） R6：3地区で指定を検討

既存ストックの有効活用、伝統的木造建築技術やまちなみ景観の維持・継承等を図るため、「古民家再生促進支援事業」により、古民家再生を支援する。

令和6年度重要施策

魅力・挑戦

12



- ・ 駅や商業施設が近く通勤・買い物に便利
- ・ 小中学校や保育所がある
- ・ 安心して遊べる公園がある
- ・ 子育てしやすい広さや間取りの住宅

図6 子育てしやすいまち・住宅のイメージ

※出典（イメージ図）：「子育てに配慮した住宅と居住環境に関するガイドライン(案)」
（国土技術政策総合研究所）(https://www.nilim.go.jp/lab/iag/guideline_HousingPlanning_childcare.htm)



写真6 県営住宅のグレードアップ改修イメージ（LDK拡張）

3. 県立都市公園の利活用

(1) 公園のリノベーション (写真8・9)

県立都市公園施設の老朽化対策等に取り組むとともに、子どもの見守りのための環境整備や、休憩場等での無料Wi-Fiの設置などのDX化を推進する。

また、大阪・関西万博に向け、夢舞台温室の機能強化に取り組むほか、淡路花博25周年記念として花みどりフェアを令和7年の春に開催し、国内外から本県への観光客を増加させる「ブースター機能」を担う取組を進める。

【令和6年度の主な取組】

- ・ 無料Wi-Fi環境整備（舞子公園、淡路島公園、尼崎の森中央緑地）
- ・ 県立都市公園ライブ映像配信（駐車場等）
- ・ 夢舞台温室（大規模修繕、シンガポール植物園と連携した展示）

(2) 県立都市公園のあり方検討の成果を展開 (写真10)

県立都市公園のあり方検討会では、都市公園の自然環境保全や活性化のあり方について、地元住民や自治体、有識者など、幅広い関係者の意見を踏まえて検討した。今後はあり方検討会の成果を原則として他の県立都市公園にも展開できるよう進める。

【令和6年度の主な取組】

- ・ 管理運営協議会等、公園の利活用等を議論する場を設置（明石公園）
- ・ 令和7年度の指定管理者公募に向け、民間活力導入の可能性について調査を実施（尼崎の森中央緑地、一庫公園、有馬富士公園、丹波並木道中央公園）

令和6年度重要施策

魅力・挑戦

13



写真8 野球場の改修
(明石公園)



写真9 淡路夢舞台温室



写真10 花みどりフェア2025

1. 住民主体の持続可能な地域経営

(1) オールドニュータウンの再生 (写真11)

急激な人口減少・高齢化による地域活力の低下、空き家・空き地の増加等が懸念されているニュータウンにおいて、「兵庫県ニュータウン再生ガイドライン」を活用し、地域や市町が実施する再生に向けた取組を支援する。

地域主体のオールドニュータウン再生モデルとして、明舞団地において、住民組織等による地域の自主運営に向けた取組を支援する。明舞団地で効果のあった、商業施設等の空き区画への新規出店等の支援を他の郊外型住宅団地にも広げ、引き続きオールドニュータウンの再生に取り組む。

(2) 人間サイズのまちづくり賞 (写真12)

安全・安心で魅力あるまちづくりに寄与する優れたまちなみや建築物及び優れた功績のあった団体等を「人間サイズのまちづくり賞」として顕彰し、県民の参画と協働によるまちづくりの普及・啓発を図る。



写真11 空き区画を活用した商業施設の新規出店事例



写真12 人間サイズのまちづくり賞
R5知事賞まちなみ建築部門
NATURE STUDIO
(神戸市兵庫区)

2. 持続可能な住宅ストック等の形成

(1) マンション管理の適正化

兵庫県マンション管理適正化推進計画（令和4年度～令和13年度）に基づき、マンションの管理水準の維持向上と市場において管理状況が評価される環境整備を図るため、相談事業やマンションアドバイザー派遣、一定の基準を満たす管理計画の認定、管理組合役員の担い手不足解消に向けた支援を実施する。

(2) 住宅・建築物の省エネ化（写真13、14）

建築物省エネ法の改正により、令和7年度から新築住宅・建築物の省エネ基準への適合義務化が行われる予定である。一方で、適合義務のない既存住宅・建築物の省エネ化を促進するため、省エネ基準やZEH・ZEB水準への改修等を支援する。

県有施設の新築や改修工事では、太陽光発電設備の導入などによる再生可能エネルギーの活用と、LED照明器具の導入などによる省エネルギー・省電力技術を組み合わせ、施設の環境負荷低減化をより一層推進する。



写真13 県有施設における屋上への太陽光発電設備設置の事例



写真14 県有施設におけるLED照明器具設置の事例

3. 自然環境や生物多様性の保全

(1) 県民まちなみ緑化事業 (写真15)

都市環境の改善や防災性の向上等を図るため、県民緑税を活用して、住民団体等が行う植樹や芝生化などの緑化活動を支援する。第4期事業(R3~R7)では、特に「プランター緑化」などにより、公的空間でシンボル性の高い緑化を推進する。

(2) 淡路景観園芸学校の魅力向上 (写真16)

淡路景観園芸学校では、「世界と交流」「地域と協働」「緑・景観・地域経営」をキーワードに、「ランドスケープの新潮流セミナー」の開催などによる地域創生などに取り組む。

(3) 太陽光発電施設等の設置の適正化 (図7)

制定から6年を契機に全面的な見直しを行った太陽光条例について、10月の施行に向け、許可制の導入、自然環境の基準、廃棄の責務など改正のポイントを事業者等に十分周知する。

(4) 緑豊かな地域環境の形成

非線引き都市計画区域及び都市計画区域外において、開発行為が周辺環境と調和したものになるよう、緑条例による誘導を図る。また、環境の保全と創造に関する条例による緑化基準を見直し、緑化の質の向上等を図る。



写真15 県民まちなみ緑化事業
まちなみの中心部の緑化
(神戸市)



写真16 兵庫県立淡路景観園芸学校

県全域

5,000㎡以上
届出制

新 民有林で
3,000㎡以上の造成

許可制

図7 太陽光条例における許可制導入